

研究発表もうしこみフォーム

氏名：ハスゴワ（ハス高娃）

氏名のローマ字表記：QASGUWA

所属：神戸大学大学院国際文化学研究科博士後期課程 DC 2

専門分野：モンゴルの歴史

発表のタイトル：**外藩蒙古の王公たちに交付されたカトリック布教権限確保命令**

—清末期オルドスの教案を事例に—

発表要旨（600字～800字程度）：

光緒4（1878）年2月29日、北京駐在フランス領事 **Brenier de Montmorand** は総理各国事務衙門宛の覚書で「**查鄂王係山西歸化城及陝甘省所管地方**（調べると、オルドス王は山西歸化城と陝甘両省が管轄する地方である）」と述べて、各省の長官に命じて条約（咸豊8[1858]年と10[1860]年に天津と順天の両城において定められた天津・北京条約）通り案件を処理させることを要求し、同年10月27日にはキリスト教の教堂、宣教師とその財産を保護するように要求した。この件に関して先行研究では、主に外藩蒙古でも条約に従って教案を処理すべきだとフランス領事が要求したことに注目して、実際に教案が起こったかどうかを実証する研究が行われている。しかし、教案を調査・処理した際のプロセスそのものに関する考察が大きく欠けている。

そこで本発表では、内モンゴルで出版された地方モンゴル文公文書史料と台湾で出版された『教務教案档』を利用して、実際の教案を調査・処理した公文書の伝達ルートを解明することによって、当時の地方行政機関が州県と旗レベルでのモンゴル人漢人間の交渉案件を処理する方法に準じて教案に対応していたことを検証したい。結果的に外藩蒙古では各省に隷属する直隸庁などを通して教案を処理させることができず、宣教師の保護とカトリック布教権限の確保をオルドスの王公たちに任せたことを明らかにしたい。

もう一点、「山西歸化城と陝甘両省の管轄する地方」というフランス領事の発言は実は大変深い意味を持っている。先行研究では、フランス領事が清朝政府の統治政策を理解していなかったとし、外藩蒙古と内地の各省とでは異なる行政制度が施行されていたと大まかに論じているに過ぎない。しかし実際には「山西歸化城」と言うのは歸化城トゥメト旗内に設置された直隸庁のことを指し、「陝甘両省の管轄地」というのはオルドス南部で康熙・乾隆年間を経て開墾が許可された幅50里（25km）の带状地域を指していると考えられる。またオルドスの中でも、『理藩院則例』の規定によって、「山西歸化城」管轄下の漢人と「陝甘両省」管轄下の漢人とでは、モンゴル人との交渉案件を処理する際のプロセスが異なっていた。発表者は、教案の調査・処理への関与や公文書の伝達ルートから、先行研究が今まで触れなかったオルドス、各省、駐防將軍の関係を解明して、綏遠城將軍と山西省が他の両省よりも深く関わっていたことを実証していきたい。この状況はその後のオルドスにおける義和団事件にも強い影響を与えているため、深い研究意義があると思われる。